

全体評価

仙台市地域福祉専門分科会による評価

本プランについては、第3期仙台市地域保健福祉計画から評価シートを大きく見直し、課題への取り組みや連携状況の評価を加え、また前年度との比較が明確になるようにした。しかしながら、今回は計画初年度の評価であることから、前年度からの課題が未設定であり、前年度との比較も統一的には行えていない。今後の進捗管理においては本年度の評価が基準になるものである。

また、令和3年度はコロナ禍が続いており、人が集う、あるいは対面による事業は感染防止の観点から制約を受け、事業の中止や縮小もあった。このことから評価にあたっては実績のみに捉われず、工夫した取り組みが見られた場合は積極的に評価することとした。

■基本的方向1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

多様性理解や事業周知のセミナーや各種研修、体験機会の提供などはコロナ禍のため、集合や対面での活動は制限される状況だったが、オンラインを組み合わせるなどの工夫がみられた。また、東京2020パラリンピックの関連事業として障害者スポーツに関するシンポジウムや体験教室を開催するなど障害理解の取り組みが進められた。ボランティアセンターの夏のボランティア体験会や認知症サポーター養成講座など、開催の工夫により、前年度より参加者等を増やした事業もあった。オンライン実施が難しい事業でも、効果を十分高められる工夫をし、多様な手段により地域福祉活動の場の創出やボランティア活動に関する広報・啓発を図られたい。居場所づくり等の取り組みは、必要とする人に情報が届く広報や、ニーズに応えられる内容の工夫が必要である。

障害のある方への情報保障等・意思疎通支援の取り組みは、庁内事業所管課への周知と、連携先の拡充を進められたい。

■基本的方向2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

コロナ禍で小地域ネットワーク活動が停滞する中、CSWが働きかけるなど、感染予防に留意した活動の工夫を推進した。また、地域活動状況の把握や地域との打ち合わせ、情報共有等の支援を積極的に行い、具体的な地域活動の展開を支援した。福祉関係機関からの相談や連携も増加した。地域福祉活動の一層の推進へ、より多様な機関・団体等と連携した活動の機会を増やしていくことが求められる。

災害時要援護者の地域の避難支援体制づくりでは出前講座や支援アドバイザーの派遣を行っているが、より一層地域の避難支援体制づくりを推進していくため、自治体の努力義務となった個別避難計画策定の動きと連携しながら、地域への取り組みの趣旨の周知や当事者への登録勧奨を進めていく必要がある。

■基本的方向3 多機関の協働による、相談を受けとめ 寄り添い続ける支援の推進

民生委員活動を補佐する民生委員協力員制度は、民生委員の活動負担を軽減するとともに、見守り活動等の充実にもつながっており、地域の理解を得ながら活用を推進していくことが

期待される。小地域福祉ネットワーク活動では、CSW の働きかけにより、多機関協働による支えあいの仕組みづくりが進められた。連携先の拡充に向けては、社会福祉協議会や CSW の活動の一層の認知度向上を図る必要がある。

CSW は地域の会議や話し合いの場に積極的に参加し、地域の声を丁寧に受け止めることを通して、地域からの相談も増えた。地域課題は多様化しており、対応スキルの向上を図るとともに、多くの機関等との連携関係構築に取り組まれない。

■生活困窮者自立支援

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」における生活困窮者自立相談支援事業は、新規相談受付件数 5,139 件、プラン作成件数 3,746 件と多くの困窮者の相談に対応し、一人一人に合った支援プランを作成した。

生活困窮者自立支援の各事業に関する周知は進んでおり、生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業、住宅確保給付金事業、ホームレス衛生改善・巡回相談事業等では関係機関・団体と十分な連携のもと事業を推進している。

一方で、生活困窮者自立支援法に基づくケース支援検討会議は、本人の同意がなくても支援に必要な個人情報を共有できるが、浸透不足から会議の実施は低調である。福祉部門はもとより、水道やガス、税金など福祉以外の部門との連携が強化されるよう、会議の活用を図られたい。

■成年後見制度利用促進

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に関連し、仙台市成年後見サポート推進協議会において、同協議会の機能の見直し等を図った。個別事案に対する専門的判断担保の場として、令和 4 年度より権利擁護チーム支援会議を新設することとするなど、権利擁護支援体制の充実に向け前進した。

市長申立は前年度の 27 件から 40 件となり、平成 26 年度と並び過去最多となった。制度利用ニーズの高まりのほか、区役所の市長申立担当者間における申立事務のノウハウ共有などの効果も伺える。ただし、潜在ニーズを踏まえれば、制度利用促進の取り組みは十分とは言えず、権利擁護に係る広報・啓発や相談・支援等の取り組みを一層進めることが求められる。

市民後見人の受任機会拡大に向けて家庭裁判所等関係機関との協議を進め、また、市民後見人についての市民への周知にも取り組まれない。

■再犯防止推進

福祉、更生保護、矯正等の関係機関・団体が構成する仙台市再犯防止推進ネットワーク会議を令和 3 年 11 月に設置した。仙台市、仙台保護観察所、仙台矯正管区の三者共催としたことが特色であり、会議の開催や事業実施に向け日常的な連携関係づくりが進んだ。

ネットワーク会議における顔の見える関係づくりを通して、市の既存事業の中での連携の取り組みも見られた。例えば、市の電子媒体（メールマガジン）を活用し、協力雇用主制度等について市内事業所向けに情報発信し、実際の受刑者用求人申し込みにつながった。

今後、広く再犯防止の考えの浸透を図るとともに、事務局レベルの連携から、支援の現場レベルでの円滑な連携に広げていくことが必要である。